



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 四国銀行
代表者名 取締役 頭取 野村直史
(コード：8387、東証一部)
問合せ先 執行役員総合企画部長 小林達司
(TEL. 088 - 823 - 2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、それらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 31 条(取締役との責任限定契約)を新設し、現行定款第 38 条(社外監査役との責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第 31 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

上記条文の新設に伴い、現行定款第 31 条以下の条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

現行定款・変更案対照表

(変更を要する条文のみ掲げました。下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役および取締役会 <u>第31条 (取締役の責任限定契約)</u> <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、 <u>同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会 第 <u>31条</u> ～第 <u>37条</u> (条文省略)	第5章 監査役および監査役会 第 <u>32条</u> ～ <u>38条</u> (現行どおり)
第 <u>38条</u> (<u>社外監査役</u> との責任限定契約) 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	第 <u>39条</u> (<u>監査役</u> の責任限定契約) 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第6章 計算 第 <u>39条</u> ～第 <u>42条</u> (条文省略)	第6章 計算 第 <u>40条</u> ～第 <u>43条</u> (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(予定)

以上